

# すずらん通信

Suzuran  
Law Office  
NO.20  
第20号

Return to happiness... 訪れた方に幸福を

すずらん法律会計事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-5-13 すずらん丸の内ビル 2019.2.20  
TEL : 052-239-1220 FAX : 052-239-1221  
E-mail:suzuran@nba.tcp-ip.or.jp URL <http://www.suzuranlaw.com/>



2018.8.14 北アルプス爺ヶ岳 撮影者 伊藤 誠

## ご挨拶

新しい年になったと思ったら、1か月半が経過しました。いつものことながら時の流れの速さを実感します。

今年は、4月に天皇陛下が退位され、それに伴って平成が終わり新しい時代に入ります。皆様にとって平成はどのような時代だったでしょうか。平成の訪れとともにバブルが崩壊し経済的にはデフレ時代が続き、また大震災等の災害も多発し、あまり良い時代ではなかったような気がします。しかし、日本が戦争の惨禍に巻き込まれることなく平和に過ごすことができたことは、何よりだったと思います。次の時代も平

和が続き、大きな災害も発生しないことを心から願います。

新しい時代は、外国人とどう共生して行くか問われる時代になると思います。少子高齢化が極端に進んでいる日本は、外国人との共生に失敗すると大変なことになると思います。人種、文化の違いを乗り越えて人としてお互いを尊重し合うことができる社会の到来を心から願い、そのために力を尽くしたいと思っております。本年もよろしく願いいたします。(鈴木典行)



## 弁護士コラム ～法律改正続々と！～

私が弁護士になって早いものでこの4月で35年目に入ります。弁護士として今日まで来ることができたのは、「すずらん通信」をお届けさせていただいている皆様をはじめ、当事務所に係わられた多くの皆様のお陰です。心より感謝申し上げます。

ところで、私が弁護士になってから次々と新しい法律が出来また改正がなされてきました。私が修習生であったころの知識のままで済む分野は、ほとんどないといっても過言ではありません。もっとも、法律の考え方の基本は変わることはありませんが、それでも新しい法律、改正された内容を理解しておかなければ依頼者の皆様にご迷惑をお掛けする結果になりかねませんので、当然のことですが常に勉強を怠ることはできません。

このように数々の法律の改正がなされてきましたが、私法における法律解釈の根幹となる民法典は1898（明治31）年7月に施行されてから、家族法については現行憲法の施行に伴い全面改正されましたが、財産法については120年以上もの間大きな改正がなれることなく今日までできていました。この間、判例が事案に応じて条文の隙間を埋める解釈を展開してきましたが、流石に今日の社会情勢に対応することが難しくなってきたことから、2017（平成29）年5月26日債権法を中心に大幅な改正がなされました。このことは、前回の「すずらん通信」でもご案内させていただいたところでした。

（前回の「すずらん通信」では、法定利率の引下げ、保証人保護の拡大等改正法の一部について簡単にご紹介させていただきました。改正民法は、2020年4月1日から施行されることに決まっておりますので、これからも随時「すずらん通信」で、その改正内容についてご紹介させていただきます。）

また、相続法は1980（昭和55）年から大幅な改正は行われていみせんでしたが、非嫡出子の相続分について最高裁判所大法廷で違憲判決が出されたのを契機として、2018（平成30）年7月大幅な改正がなされました。今回の改正の背景には、高齢の配偶者への配慮（配偶者居住権の創設等）や遺言の活用による相続手続きの円滑化等があります。改正のポイントについては、前回の「すずらん通信」において少しご紹介させていただきましたが、改正法の施行は、原則として今年（2019年）7月からとなっておりますので、今回の「すずらん通信」は、相続法の改正をメインテーマとさせていただきます。改正内容をご理解いただき、遺産分割協議遺言書の作成等の参考にしていただければ幸いです。（鈴木典行）



## 相続法の改正 ～遺産分割～

改正相続法が一部を除き2019年7月1日から、施行されます。相続は、大半の方がなんらかの形で関与する手続きなので、みなさまの関心が高い分野だと思えます。相続法の改正は多岐に渡るのですが、改正点の内、前号で紹介した遺言部分を除いて

3項目にわけて、ご紹介したいと思えます。まずは、遺産分割に関する事項です。

### 1 「おしどり贈与」について、持戻し免除の推定規定の導入

税金に関心のある方はご存知のことと

存じますが、従前から、夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後、配偶者に居住用不動産を贈与する場合、最高2000万円までの贈与税の控除が受けられるという配偶者控除（いわゆる「おしどり贈与」）が認められています。夫婦で暮らしている夫単独名義の家の持分の半分を、生前に妻に贈与するなどの使い方が多いように思います。

しかし、これはあくまで税法上の制度であり、相続法上は、他に共同相続人がいた場合、一般的な贈与が行われたと同様に妻が夫から先に遺産を受け取ったものと考え、当該贈与分を他の共同相続人と清算するため（特別受益の持戻しといいます。）、折角「おしどり贈与」をしても、妻が相続において最終的に取得できる財産が増えることはありませんでした。

しかし、「おしどり贈与」は配偶者の長年の貢献に報いるとともに、生活保障の趣旨で行われることが多いため、改正により、居住用不動産を「おしどり贈与」をした場合、被相続人には、相続時の清算を行わないとの意思があったと推定されることになりました。この結果、妻が最終的に取得できる財産が増えるようになりました。

## 2 「預金凍結」の緩和

従前、被相続人が亡くなると、相続人が請求しても、相続人全員の同意があるか遺産分割協議が成立するまで、金融機関は預金の払戻しに応じないため、預金の払戻しができず、葬儀費用等に被相続人の預金を使おうとしても使用できませんでした。そのため、被相続人が亡くなったことを金融機関に報告することなく、キャッシュカード等で払戻しが行われ、後に揉めることがありました。

改正相続法では、遺産分割協議成立前の預金の払戻し制度を緩和し、預金の一部（当該預金の金額）×1/3×（払戻を請求する相続人の法定相続分）で算出した金額は、払戻しが可能になりました。また、家庭裁判所を通じて、残部についても預金の仮払が認められるようになりました。

た。

## 3 遺産分割協議前に財産が処分された場合の清算方法の変更

従前、遺産分割協議成立前に、相続人のうちの一人が預金を引き出すなど、相続財産の処分を行った場合、法律の規定からは、状況によって、処分した人が多くの財産を取得してしまうという「やり得」を認めかねない規定となっていました。

しかし、このような「やり得」は公平性を欠くことから、改正により、処分を行ったもの以外の相続人の同意があれば、処分された財産を遺産分割の対象に含めることにして、処分が行われなかった場合と同じ結果を実現できるようになりました。

## 4 長男の妻等の貢献を考慮する規定の新設

従前から、相続人が、亡くなった被相続人に対し、労務の提供等を行い、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合、相続の際に当該相続人に有利に相続分の評価がされるという寄与分という制度があります。

しかし、寄与分が認められるのは相続人に限られていたため、例えば、長男の妻が、被相続人に対し無償で療養介護等を行ってきたとしても、長男の妻は、相続人でないため、同人の被相続人に対する貢献が正当に評価をされないという事態が多くありました。

改正相続法では、相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができるようになりました。長男の妻等は、相続人ではないという原則を維持しながら、金銭請求を認めることで、寄与に相当する金銭の清算ができる制度です。（加藤）

## 配偶者居住権

### 1 はじめに

民法改正により配偶者居住権が新設されました。配偶者居住権とは、被相続人（亡くなられた方）の配偶者が、相続開始時に遺産である建物に居住していた場合、一定の要件のもとにその居住建物を使用する権利が認められるものです。

配偶者居住権は、現行制度における配偶者保護に欠ける場面を改善するために設けられたものですが、居住できる期間に応じて短期と長期に分類されますので、以下それぞれについて紹介します。

### 2 配偶者短期居住権（新民法1037条～1041条）

現行制度では、配偶者が相続開始時に相続人の建物に居住していた場合、判例（最判平成8年12月17日）に基づき被相続人と配偶者との間で使用貸借契約（無償で貸す契約）が成立していたと推認して、配偶者が居住する権利を保護していました。しかし、居住建物が第三者に遺贈されてしまった場合や、被相続人が反対の意思を表示した場合等には、使用貸借が推認されず、配偶者が居住することができなくなってしまうという問題がありました。

そこで、配偶者が相続開始時に被相続人の建物に無償で住んでいた場合には、短期的に居住建物を無償で使用できる権利を取得するという配偶者短期居住権を新設し、配偶者の保護を図ることとしました。

具体的には、①配偶者が居住建物の遺産分割に関わる場合は、居住建物の帰属が確定するまでの間（最低6か月は保障）、②居住建物が第三者に遺贈されたり配偶者が相続放棄をした場合は、居住建物の所有者から居住権消滅の申し入れを受けてから6か月間、居住が保護されます。

この権利の新設により、配偶者は被相続人の意思にかかわらず最低6か月間居住が保護され、相続の開始により、急

遽、居住建物から出ていかなければならなくなったという事態に際して、一定の猶予が与えられることになりました。

### 3 配偶者居住権（長期）（新民法1028条～1036条）

現行制度において、配偶者の他に相続人（子など）がいた場合、配偶者の居住権は遺言や遺産分割によって、配偶者が居住建物の所有権を取得することで確保できます。しかし、この場合、居住建物の価値や他の相続財産（預貯金等）の額にもよりますが、居住建物の所有権を取得するだけで配偶者の有する相続割合に達し、居住建物以外の権利を相続することができず、住む場所は確保できたけれど生活費が不足してしまうという事態に陥る場合があります。

そこで、居住建物に関する権利を居住権と居住権の負担付き所有権に分けることにより、配偶者が取得する権利の価値を下げ、自宅での居住を継続しながら、その他の財産も取得できるように配偶者居住権（長期）が新設されました。

これにより配偶者居住権（長期）を遺産分割で取得するか、遺言等で遺贈を受けた場合には、配偶者は原則として終身（当事者間での協議や審判により一定期間となることもあります。）、自宅での居住を続けることができます。

### 4 おわりに

以上が配偶者居住権に関する概括的な説明です。配偶者居住権（長期）を利用すれば、配偶者への最後の贈り物として自宅での生活を保障することができますが、配偶者居住権の設定が原因で、相続人間に争いが生じてしまうおそれもあります。

そのため、遺言による配偶者居住権の設定にあたっては、配偶者居住権の価値評価や他の相続財産との関係を踏まえ、相続人の多くが納得できる内容とすることが必要です。お悩みの際には、当事務所までご相談ください。（大野）

## 遺留分についての改正

### 1 遺留分に関する変更

遺留分とは、一定の法定相続人のために認められる最低限の遺産取得分を言います。今回遺留分について改正されましたので、ご紹介します。

#### ① 遺留分減殺請求の効力が金銭請求に一本化

遺留分を侵害された人は、贈与や遺贈を受けた人に対して、遺留分を侵害された限度で贈与や遺贈された財産の返還を請求する遺留分減殺請求をすることができます。これまで、遺留分減殺請求があった場合には、贈与または遺贈された財産そのものを返還する現物返還が原則で、金銭での支払いは例外とされてきました。そのため、例えば、事業承継のケースなどで、遺言により長男などの特定の者に自社株を集中させても、遺留分を侵害し遺留分減殺請求がなされた場合には、現物返還が原則のため、自社株が分散されてしまい、事業経営に支障をきたす場合があります。

しかし、今回の改正により、遺留分減殺請求は金銭請求に一本化されました。そのため、上記のような場合でも、自社株の返還の必要はないので、自社株の分散を防ぐことができるなど、改正前のような複雑な共有状況になることを防ぐことができるようになりました。

#### ② 期限の付与

遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、金銭を直ちには準備できない場合には、受遺者等は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき期限の許与を求めることができるようになりました。

#### ③ 遺留分の基礎となる財産に含めるべき生前贈与は10年以内のものに制限

これまで、遺留分の算定において、特別受益に当たる贈与は、期間制限なく、その価額を遺留分の基礎となる財産に算入されました。しかし、何十年も前の生

前贈与を証明することは現実的に困難なこともあり、何十年も前の古い生前贈与を巡って争いが生じることがありました。しかし、改正後は、特別受益に当たる贈与であっても、遺留分の算定において価額を算入できるのは、相続開始前10年以内のものに制限されることとなりました。これにより、大昔の生前贈与を巡る争いを防ぐことができるようになりました。

### 2 相続の効力に関する改正

また、今回の相続法の改正では、相続が生じた場合の効力についても改正がなされました。

例えば、遺言執行者が置かれている場合に、相続人が勝手に遺産を処分するなどの遺言執行を妨げる行為を行った場合、改正前までは、誰に対してもこの行為の無効を主張することができました。そのため、財産を処分した相続人に処分する権限があると信じて保護されませんでした。今回の相続法の改正により、財産を処分した相続人が処分する権限を持っていないことを知らない善意の第三者に対しては、無効を主張することができなくなりました。

### 3 おわりに

今回のすずらん通信では、相続法の改正をテーマに取り上げさせて頂きました。

相続という身近なテーマですが、一度、相続人間で争いが生じてしまうとその後の相続人間の関係に亀裂が生じてしまう可能性があります。そのため、特に、相続人間での争いを未然に防ぐことが肝要です。

ご相談に来られた方の中には、将来の相続を見据えて、弁護士にご相談して頂いたことで未然に相続人間での争いを防ぐことができたようなケースも多くございます。

相続のことや他に何かお困りのことなどがございましたら当事務所までお気軽にご相談ください。（鈴木裕大）

## お知らせ

当事務所の所長の鈴木典行は、次年度の愛知県弁護士会の会長に就任することになりました。よろしくお願いたします。また、鈴木典行は、併せて1年間、日本弁護士連合会の副会長に就任することになります。そのため、週の半分近く東京に滞在することになる予定です。皆様にはご迷惑をお掛けすることになりますが、弁護士、弁護士会さらには日本社会がよりよくなるための制度構築に努める所存とのことです。是非ご理解ご支援していただきたく存じます。

なお、この間当事務所の3名の弁護士と事務局員は、全員一致して皆様方からの相談、事案解決に取り組んでいく所存ですので、これからも今まで以上のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



## ◆編集後記

先日インターネットオークションに明治時代の「壬申戸籍」が出品され法務省静岡地方法務局が回収したことが話題になっていました。壬申戸籍は最初の全国的戸籍として、明治5年から編製され本籍、氏名、婚姻、縁組などのほか、職業、印鑑、宗旨なども記載されており、1968年、差別につながる恐れがあるとして封印され、現在は戸籍に記載されている人物の子孫や職員すら閲覧できないようになっているそうです。

現在の戸籍、住民票、国勢調査、人口動態、印鑑などを一括したような機能をあわせ持ったものがネットオークションに出品されることに驚愕しました。

売買されれば悪用される恐れもある個人情報の管理の大切さを感じ、日頃個人情報を扱うことが多い私たち法律事務員も情報の管理には細心の注意をしていきたいと改めて思いました。(事務局)

## 業務案内

当事務所では、随時法律相談の申込みを受付けております。法律問題でお困りの方は、お気軽にご連絡ください。ご都合の良い日を調整させていただきます。顧問契約、ホームロイヤール契約を結ばれた方の法律相談料は無料です。詳細はホームページをご覧ください。



052-239-1220

受付時間：平日 午前9時～午後5時

ホームページもご覧ください。

<http://www.suzuranlaw.com/>



弁護士 鈴木 典行  
 弁護士 加藤 利典  
 弁護士 大野 祐揮  
 弁護士 鈴木 裕大

